

長井市景観審議会について

1 設置の趣旨（条例第 2 3 条）

長井市景観条例に基づき、景観計画の運用にあたって、条例の規定によりその権限に属するものとされた事項及び市長の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する。

2 委員の委嘱（条例第 2 4 条第 1 項）

審議会は、委員 1 0 人以内で組織し、市民及び事業者、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

＜委員＞ （敬称略）

- ・ 二宮 正一 （学識経験者/二宮設計事務所）
- ・ 加藤 俊昭 （学識経験者/加藤建築設計事務所）
- ・ 小幡 知之 （学識経験者/山形工科短期大学校）
- ・ 加藤 健太郎（学識経験者/マルタ建築事務所）
- ・ 工藤 裕太 （長井市宮・小桜街区まちづくり協議会）
- ・ 佐藤 真琴 （長井文化財保護協会）
- ・ 長谷部 龍子（長井商工会議所女性会）
- ・ 高橋 郁子 （長井市観光協会）
- ・ 菅野 昭浩 （長井市かわまちづくり推進協議会）

＜委員兼アドバイザー＞ （敬称略）

- ・ 相羽 康郎 （学識経験者/N P O 法人まちづくり山形）

3 委員の任期（条例第 2 4 条第 2 項）

委員の任期は、2 年とする。

ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員の報酬

1 回 5, 1 0 0 円 （長井市特別職に属する者の給与等に関する条例施行規則第 2 条による）

5 審議会の開催

回 数 ：年 2 回程度 （審議事項が発生した場合は随時開催する）

審議内容：景観条例の改正及び景観計画の変更などに伴う調査審議

年度事業報告及び次年度事業計画の協議等

（より専門的な検討事項は審査部会で協議を行うこととする）

6 審査部会の設置（条例第 2 7 条）

景観法第 1 6 条の規定による届出書の審査等を行うため、景観審議会審査部会を置く。